

【新】	【旧】
<p data-bbox="215 180 1025 209">愛知県建設局・都市・交通局・建築局優良工事施工業者表彰要領</p> <p data-bbox="159 252 300 280">第1条 略</p> <p data-bbox="159 323 300 352">第2条 略</p> <p data-bbox="174 400 450 429">(優良施工業者の選考)</p> <p data-bbox="159 437 1111 722">第3条 前条に掲げる対象工事の施工業者で、建設局所管工事及び都市・交通局所管工事にあつては地方機関の長が、建築局が所管する工事にあつては所管する課長が優良工事施工業者と認められるものとして建設局長に推薦書を提出する。ただし、建設局水資源課及び都市・交通局交通対策課、航空空港課が所管する工事にあつては所管する課長が推薦書を提出する。推薦書が提出されたもののうち次の各々の条件を具備するものから、別に定める愛知県建設局・都市・交通局・建築局優良工事施工業者選考会議（以下「会議」という。）で選考する。</p> <p data-bbox="174 730 1111 943"> (1) 施工業者は県内業者又は県内業者のみを構成員とする共同企業体であること。なお、県内業者とは、愛知県内に主たる営業所を有するものをいう。 (2) 工事の内容並びに、別に定める建設工事成績評定要領による評定結果が優れていること。 (3) 建設業の経営が健全でかつ社会的評価が優れていること。 </p> <p data-bbox="159 1023 465 1051">第4条 ～ 第6条 略</p> <p data-bbox="215 1094 533 1123">附則（建築工事表彰内規）</p> <p data-bbox="159 1131 757 1160">この内規は、昭和59年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="215 1168 271 1197">附則</p> <p data-bbox="159 1204 730 1233">この内規は、平成元年7月1日から施行する。</p> <p data-bbox="215 1241 271 1270">附則</p> <p data-bbox="159 1278 730 1307">この内規は、平成2年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="215 1315 271 1343">附則</p> <p data-bbox="159 1351 757 1380">この内規は、平成10年4月1日から施行する。</p>	<p data-bbox="1196 180 2007 209">愛知県建設局・都市・交通局・建築局優良工事施工業者表彰要領</p> <p data-bbox="1135 252 1276 280">第1条 略</p> <p data-bbox="1135 323 1276 352">第2条 略</p> <p data-bbox="1151 400 1426 429">(優良施工業者の選考)</p> <p data-bbox="1135 437 2092 722">第3条 前条に掲げる対象工事の施工業者で、建設局所管工事及び都市・交通局所管工事にあつては地方機関の長が、建築局が所管する工事にあつては所管する課長が優良工事施工業者と認められるものとして建設局長に推薦書を提出する。ただし、建設局水資源課及び都市・交通局交通対策課、航空空港課が所管する工事にあつては所管する課長が推薦書を提出する。推薦書が提出されたもののうち次の各々の条件を具備するものから、別に定める愛知県建設局・都市・交通局・建築局優良工事施工業者選考会議（以下「会議」という。）で選考する。</p> <p data-bbox="1151 839 2092 943"> (1) 工事の内容並びに、別に定める建設工事成績評定要領による評定結果が優れていること。 (2) 建設業の経営が健全でかつ社会的評価が優れていること。 </p> <p data-bbox="1135 1023 1442 1051">第4条 ～ 第6条 略</p> <p data-bbox="1191 1094 1509 1123">附則（建築工事表彰内規）</p> <p data-bbox="1135 1131 1733 1160">この内規は、昭和59年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="1191 1168 1247 1197">附則</p> <p data-bbox="1135 1204 1711 1233">この内規は、平成元年7月1日から施行する。</p> <p data-bbox="1191 1241 1247 1270">附則</p> <p data-bbox="1135 1278 1711 1307">この内規は、平成2年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="1191 1315 1247 1343">附則</p> <p data-bbox="1135 1351 1733 1380">この内規は、平成10年4月1日から施行する。</p>

【新】	【旧】
<p>附則 この内規は、平成11年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この内規は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この内規は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この内規は、平成13年9月3日から施行する。</p> <p>附則（愛知県建設部優良工事施工業者表彰要領） この要領は、平成14年7月24日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成17年7月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附則（愛知県建設局・都市整備局・建築局優良工事施工業者表彰要領） この要領は、平成31年4月1日から施行する。 ただし、令和元年度における第2条の規定の適用は、旧建設部の発注した工事とし、令和2年度以降においては、平成30年度以前に旧建設部が発注した工事を含むものとする。</p> <p>附則 この要領は、令和2年4月10日から施行する。</p> <p>附則（愛知県建設局・都市・交通局・建築局優良工事施工業者表彰要領） この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>附則 この内規は、平成11年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この内規は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この内規は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この内規は、平成13年9月3日から施行する。</p> <p>附則（愛知県建設部優良工事施工業者表彰要領） この要領は、平成14年7月24日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成17年7月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附則（愛知県建設局・都市整備局・建築局優良工事施工業者表彰要領） この要領は、平成31年4月1日から施行する。 ただし、令和元年度における第2条の規定の適用は、旧建設部の発注した工事とし、令和2年度以降においては、平成30年度以前に旧建設部が発注した工事を含むものとする。</p> <p>附則 この要領は、令和2年4月10日から施行する。</p> <p>附則（愛知県建設局・都市・交通局・建築局優良工事施工業者表彰要領） この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p>